

建設業の事業主の皆さまへ

令和6年4月1日から 時間外労働の上限規制が適用されます

平成31年4月1日から大企業が、令和2年4月1日からは中小企業が時間外労働の上限規制が適用されています。

建設業は、上限規制の適用を、令和6年3月31日まで猶予されていますが、令和6年4月1日以降は、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年間360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

時間外労働・休日労働をさせるためには、「時間外労働・休日労働に関する協定」(36協定)の締結・届出が必要です。

労働時間・休日に関する原則

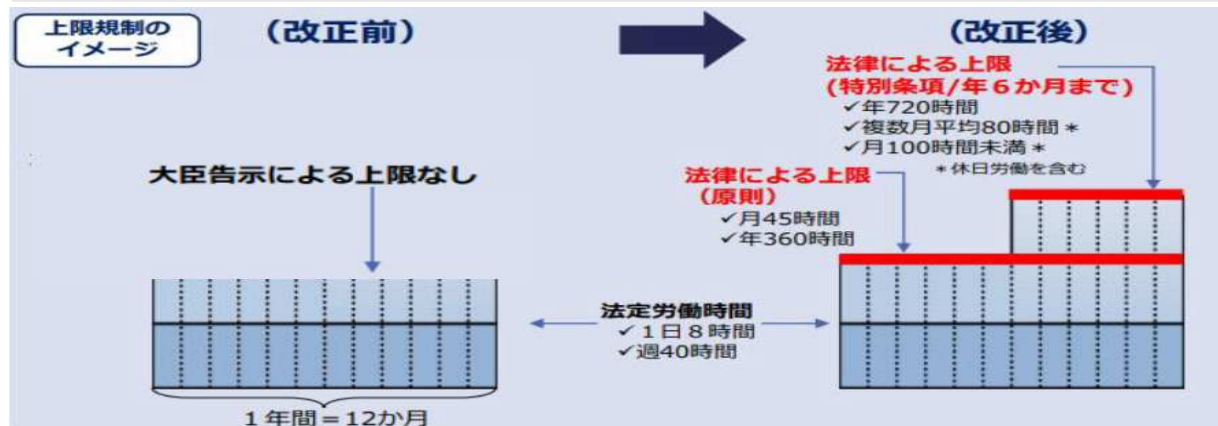
法律で定められた労働時間の限度

1日8時間及び1週40時間

法律で定められた休日

毎週少なくとも1回

これを超えるには、**36協定の締結・届出**が必要です。



災害の復旧・復興の事業を除き、すべて適用されます

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・時間外労働 **年720時間以内**
- ・時間外労働 + 休日労働の合計 **月100時間未満 ()**
2～6か月平均80時間以内 ()
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**
災害の復旧・復興の事業に関しては()の部分^{が適用されません。}